

事務事業名		葛生街路灯維持管理支援事業				評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)			
政策体系	基本目標	1 地域の特色を活かした快適なまちづくり				事業区分	担当組織	担当部	産業文化部	担当課	商工・企業誘致課	
	政策	2 住みやすい快適なまちづくり					担当係	商工振興係	担当課長名	中里 勇		
	施策	2 まちなかの活性化と公共交通網の整備					新規事業・継続事業	継続事業				
	基本事業	2 地域市街地拠点(田沼駅・葛生駅周辺)の活性化の推進					実施計画事業・一般事業	一般事業				
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名						
	10587	一般	7	1	2	葛生街路灯維持管理支援事業						
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	H7年度～ 年度		根拠法令 条例等	なし						
						市単独事業・国県補助事業	市単独事業					
						任意的事業・義務的事業	任意的事業					
						実施方法	直営					
						事業分類	支援事業					
						リーディングプロジェクト	該当なし					
						市長マニフェスト	該当なし					

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

①手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)		平成27年度実績(平成27年度に行った主な活動内容)					
事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方) ・平成26年度までは葛生地区内に設置している街路灯(葛生町街路灯維持管理委員会に管理を委託している223基→防犯灯への切替えにより、平成26年度末には155基となった)の電気料の補助を行い、市管理の3基分の電気料を支出する事業であったが、平成26年度中に防犯灯への切替えを行ったため、平成27年度より電気料の補助は廃止し、市所有の原人ロード街路灯(28基)及び従来より市管理の一般街路灯(3基)の電気料及び施設賠償保険料等を支出する事業となった。 ・原人ロード街路灯(28基)の電気料金は、市70%、町会30%の負担割合で、町会の負担分は町会が年2回(上半期分と下半期分)に分けて市に納入する。 ・街路灯の撤去は葛生町街路灯維持管理委員会が平成27年度と平成28年度の2力年かけて行い、撤去費用の50%を市補助金として平成27年度と平成28年度に支出する(撤去費用の負担割合は市50%、葛生町街路灯維持管理委員会20%、町会30%)。(葛生街路灯撤去支援事業)		・平成27年度は、原人ロード街路灯(28基)の電気料金372,477円及び一般街路灯(従来より市管理の3基)の電気料金9,556円、街路灯31基分の施設所有(管理)者賠償責任保険料5,760円を支出					
	活動指標	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	29年度(目標)
	補助金交付回数	回	1	1			
	電気料金支払回数	回			13	13	
②対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)		対象指標					
①市民・来訪者 ②葛生地区内街路灯		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	29年度(目標)
人口		人	123,182	122,582	121,522	120,683	
街路灯設置数		基	226	226	31	31	
③意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)		成果指標					
①安全・快適に生活、事業活動を行うことができる。 ②適正な維持管理がされている。		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	29年度(目標)
施設維持管理上の苦情件数		件	0	0	0	0	0
④結果(どのような結果に結びつきますか?)		上位成果指標					
賑わいのあるまちなかになっている。		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	29年度(目標)
イベントの参加人数		人	80,500	86,300	89,100	65,000	68,000

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)	29年度(目標)			
	国庫支出金		千円								
	県支出金		千円								
	地方債		千円								
	その他		千円								
	一般財源		千円	1,530	1,726	388	590	590			
	事業費計(A)		千円	1,530	1,726	388	590	590			
	事業費の内訳		千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費		
				需用費	10	需用費	12	需用費	382	需用費	570
				補助金	1,520	補助金	1,714	役員費	6	役員費	20
人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1				
	のべ業務時間	時間	30	30	50	50	50				
	人件費計(B)	千円	117	118	195	195	195				
	トータルコスト(A)+(B)	千円	1,647	1,844	583	785	785				

事務事業名	葛生街路灯維持管理支援事業	担当部	産業文化部	担当課	商工・企業誘致課	担当係	商工振興係
-------	---------------	-----	-------	-----	----------	-----	-------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	旧葛生町において、平成6年に老朽化した街路灯を全て設置し、その管理運営を行うため、平成7年2月に葛生町街路灯維持管理委員会を設置し、同委員会に対して、旧葛生町で電気料の補助を実施した。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	葛生庁舎が平成24年1月に移転し、葛生地区のまちなか活性化の取り組みは重要性が増すと考えられる。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	平成23年2月、補助金等交付検討委員会から、「(他地区では街路灯の補助は実施していないため)他地区との整合性を考えたうえで、防犯灯に対する補助との関連を整理すべきである。」との提言を受けた。

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	平成26年度に佐野市あそ商工会(葛生町街路灯維持管理委員会事務局)・町会と協議し、平成26年度中に街路灯(原人ロード街路灯を除く)を防犯灯に切替え、平成27年度からは電気料の補助は廃止し、市所有の原人ロード街路灯(28基)と従来より市で管理してきた3基を合わせて市が管理し、電気料については原人ロード街路灯分は町会にも一部(30%)負担していただくことを決定した。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案 この事業を通して、葛生地区内の街路灯の適正な維持管理を図り、市民が安全・快適に生活及び事業活動を行うことができることは、魅力的で住みやすい市街地とすることに結びつくものである。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案 平成26年度までは街路灯の維持管理は葛生町街路灯維持管理委員会が行い市は直接管理以外については、電気料補助として補助金を交付してきたが、平成27年度より原人ロード街路灯(28基)と一般街路灯(従来より市管理の3基)の31基は市が維持管理することとなったため。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案 この事業は、市民が安全・快適に生活、事業活動を行うことができるようになるための街路灯維持管理事業であるため、対象・意図は合っている。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がある程度ある	理由・改善案 街路灯の電気料補助は葛生地区以外では実施しておらず、葛生地区においては街路灯は防犯灯の役割も担っているため、補助金等交付検討委員会の提言も踏まえて、今後の補助の方向性を検討してきたが、平成26年度に佐野市あそ商工会(葛生町街路灯維持管理委員会事務局)・町会と協議し決定したとおり、平成26年度中に街路灯(原人ロード街路灯を除く)を防犯灯に切替え、平成27年度からは電気料の補助は廃止し、原人ロード街路灯と一般街路灯の電気料と施設賠償保険料を支出した。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業があり統合・連携できる・している	理由・改善案 類似事務事業名 防犯灯設置支援事業 佐野市防犯協会が防犯灯設置支援事業を行っており、この事業と統合・連携できることになった。 * 類似事務事業があれば、名称を記入
	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案 平成25年度までは、現状においては事業費は、葛生町街路灯維持管理委員会に対する補助金及び市管理分街路灯の電気料のみであり、実績に応じて事業費が変わるが、削減の余地はなく、人件費についても補助金交付や電気料支払いのための事務処理時間であり、削減余地はない、としてきたが、平成26年度の佐野市あそ商工会及び町会との協議の結果、防犯灯設置事業との統合が図られることになり、平成27年度より、この事業の電気料の補助を廃止することになったため、事業費・人件費ともに削減できた。
公平性 評価	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求める必要がない	理由・改善案 この事業の受益者は葛生地区内住民であるが、特定された受益者ではないので、受益者負担を求める必要はない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？) 防犯灯設置支援事業との統合が図れば、この事業は廃止できる。		

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性		(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策
事業のやり方改善(コストの見直し)	現状維持(従来通り実施)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。	
* 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。(複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)			
街路灯の電気料補助は葛生地区以外では実施しておらず、葛生地区においては街路灯は防犯灯の役割も担っているため、補助金等交付検討委員会の提言も踏まえ、防犯灯設置支援事業との統合も視野に入れながら、今後の補助の方向性を検討してきたが、平成26年度の佐野市あそ商工会(葛生町街路灯維持管理委員会事務局)及び町会との協議結果のとおり、平成26年度中に街路灯(原人ロード街路灯を除く)を防犯灯に切替え、平成27年度からは電気料の補助は廃止し、原人ロード街路灯と一般街路灯の電気料と施設賠償保険料等を支出することになった。		コスト 削減 維持 増加 成果 向上 維持 ○ 低下 × ×	